

議案第7号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部墨田区小規模企業特別融資資金融資あっせん審査会の項及びすみだ燃えない・壊れないまちづくり会議の項を削る。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

小規模企業特別融資制度の廃止に伴い墨田区小規模企業特別融資資金融資あっせん審査会を廃止するほか、建築物の不燃化等に係る施策の研究等について一定の目的が達成されたため、すみだ燃えない・壊れないまちづくり会議を廃止する必要がある。